

酒田市子育て支援行動計画(後期計画)の構成

■総論

第1章 子育て支援行動計画(後期計画)の位置づけ

- 1 計画策定の背景及び趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画策定の方法

第2章 現状と前期評価

- 1 子どもと家庭を取り巻く環境 ～酒田市の現状と課題～
 - (1)人口構成と将来の予測
 - (2)出生率・結婚
 - (3)世帯状況・居住環境
 - (4)女性の就労状況
 - (5)子どもの状況
 - (6)子育てについての保護者の意識
- 2 子育て支援行動計画の前期評価

第3章 子育て支援行動計画(後期計画)の基本的考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的視点
- 3 目標と基本施策
- 4 後期計画の実現に向けて
 - 施策の効果の検証につなげる指標
 - 施策体系図

■具体的行動計画

第4章 施策の展開、第5章 具体的施策一覧

基本施策1 地域で子育てを支援する環境づくり

基本施策2 次代を担う若者を支援する環境づくり

基本施策3 親と子の健康を守る環境づくり

基本施策4 子どもの心身の健やかな成長のための学習環境づくり

基本施策5 子育てにやさしく安全な生活環境づくり

基本施策6 男女が子育てしやすい就労環境づくり

基本施策7 子どもに安全なまちの環境づくり

基本施策8 特別な支援を必要とする子どもをきめ細やかに支える環境づくり

酒田市子ども・子育て支援事業計画の構成案

■総論

第1章 子ども・子育て支援事業計画の位置づけ

- 1 計画策定の背景及び趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画作成時期【任意】
- 4 計画期間【任意】
- 5 計画策定の方法

第2章 現状と行動計画(後期計画)評価

- 1 子どもと家庭を取り巻く環境 ～酒田市の現状と課題～
 - (1)人口構成と将来の予測
 - (2)出生率・結婚
 - (3)世帯状況・居住環境
 - (4)女性の就労状況
 - (5)子どもの状況
 - (6)子育てについての保護者の意識
- 2 子育て支援行動計画(後期計画)の評価

第3章 子ども・子育て支援事業計画の基本的考え方

- 1 基本理念【任意】
- 2 基本的視点
- 3 目標と基本施策
- 4 事業計画の実現に向けて
 - 行政、保護者、教育・保育事業者、企業の役割
 - 施策の効果の検証につなげる指標
 - 施策体系図

■具体的な施策

第4章 施策の展開、第5章 具体的施策一覧

基本施策1 ○○○○

基本施策2 ○○○○

・

・

・

- 後期行動計画の評価、他制度の制度改正等を反映し、施策の内容を検討します。(継続・内容拡充・他事業との統一・新規など)
- 施策体系を整理します。

国の基本指針(案)

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項(P2)

○核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。

○子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取り組みを通じて、家庭を築き子どもを産み育てるといった希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現する。

第三 ー 6 他の計画との関係(P16)

○市の最上位計画である総合計画を始め、地域福祉計画、教育振興基本計画、障がい者福祉計画等との調和を図る。

第三 六 1 子ども・子育て支援事業計画の作成の時期(P46)

○法の施行の日の半年程度前までに概ねの案を取りまとめる。

第三 六 2 子ども・子育て支援事業計画の期間(P46)

○法の施行の日から五年を一期として作成する。平成27年4月～平成32年3月

第三 ー 2 子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等(P13)

○事業計画の作成に当たっては、市および県は、担当部局の一元化を行うなど関係部局間の連携を促進し必要な体制の整備を図るとともに、子ども・子育て会議又は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴く。

第三 ー 5 住民の意見の反映(P15)

○事業計画の策定又は変更の際は、子ども・子育て会議又は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴くほか、地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努める。

第六 ー 地方版子ども・子育て会議の設置に関する事項(P49)

○市及び県は、子ども・子育て支援事業計画等へ子育て当事者等の意見を反映し、地域の実情に合わせて施策を実施することを担保するとともに、事業計画を定期的に点検、評価し、必要に応じて改善を促すため、地方版子ども・子育て会議を置くよう努める。

第三 ー 3 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び利用希望の把握(P14)

○事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用の現状、利用希望の実情、教育・保育施設等の地域資源の状況、子どもと家庭を取り巻く環境等の現状を分析し、それらを踏まえて作成する。

第三 ー 1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項(P13)

○事業計画作成の際は、次世代育成支援対策推進法に基づき作成する地域行動計画(市子育て支援行動計画(後期計画))に記載して実施している次世代育成支援対策に係る分析、評価を行う。

第一 二 子どもの育ちに関する理念(P4)

○乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を整備することが社会の責任である。

第一 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義(P6)

○子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識を前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。

第一 四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割(P8)

○社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

■ 数値目標

第6章 数値目標の設定

酒田市子ども・子育て支援事業計画の構成案

■ 子ども・子育て支援事業の運営

第6章 子ども・子育て支援事業

保育の必要性の認定について

教育・保育提供区域の設定【必須】

教育・保育施設の需要量の見込みと確保の方策【必須】

地域型保育事業の認可に関する需給調整の考え方【必須】

教育・保育の一体的提供の推進【必須】

認定こども園、幼、保、小との連携について基本的な考え方と推進方策【必須】

地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策【必須】

産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保【任意】

仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進【任意】

< 県の施策との連携 >

児童虐待防止対策の充実【任意】

ひとり親家庭の自立支援の推進【任意】

障害児施策の充実【任意】

国の基本指針(案)

第二 一 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的な考え方(P9)

○市は、子ども・子育て支援制度の実施主体として、地域の实情に応じて質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保する。
○子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び利用希望を把握した上で、管内における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を作成し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施する。

第三 一 4 計画期間における数値目標の設定(P15)

○市及び県は、地域の子どもが必要な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を効果的、効率的に利用できるよう、現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の实情に応じて、計画期間内における量の見込みを設定する。

第三 二 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項(P17)

○事業計画策定時における教育・保育の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準を参考として、子どもの認定区分ごとに、必要利用定員総数を定める。
○事業計画において、教育・保育提供区域ごと及び子どもの認定区分ごとに、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

第三 二 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項(P20)

○市は、地域型保育事業の認可の申請があった場合には、当該地域型保育事業を行う者が所在する教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の総数が、事業計画で定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該認可申請に係る地域型保育事業所の設置によってこれを超えると認めるときは、認可しないことができる。

第三 二 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項(P23)

○認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って適切な利用が可能となるよう、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の实情に応じた認定こども園の普及に係る基本的な考え方を記載する。
○幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する事項を定める。
○質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的な考え方及びその推進方策を定める。
○市は、市と教育・保育施設、地域型保育事業を行うその他子ども・子育て支援を行う者が相互に連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等の連携について推進していく方策を定める。

第三 二 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項(P22)

○各年度の教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、事業計画策定時における事業の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準を参考として、事業の種類ごとに定める。
○各年度ごとに定めた量の見込みに対応するよう、事業の種類ごとに、各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

第三 三 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項(P23)

○小学校就学前こどもの保護者が、産前・産後休暇、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、情報提供や相談支援等を行うとともに、利用希望把握調査の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に整備を行う。

第三 三 3 労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項(P27)

○地域の实情に応じ、自らの創意工夫の下、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子育て支援に取り組む民間団体等との相互連携、協力しながら施策を推進していく。
○多様な働き方に対応した子育て支援を展開する。

第五 労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項(P48)

○国は、多様な働き方に対応した子ども・子育て支援のための社会的基盤づくりを積極的に行う。(子育て期間中を含めた働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進、国民への周知、理解の促進等)

第三 三 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項(P24)

○児童虐待防止、社会的養護施策との連携、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等の施策を踏まえつつ、県が行う施策との連携に関する事項及び市の实情に応じた施策を記載する。

第四 児童福祉法その他関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項(P48)

○市は、要保護児童、障がい児など特別な支援が必要な子ども等を含めた地域の子ども・子育て家庭全体を対象として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の基盤整備を行う。

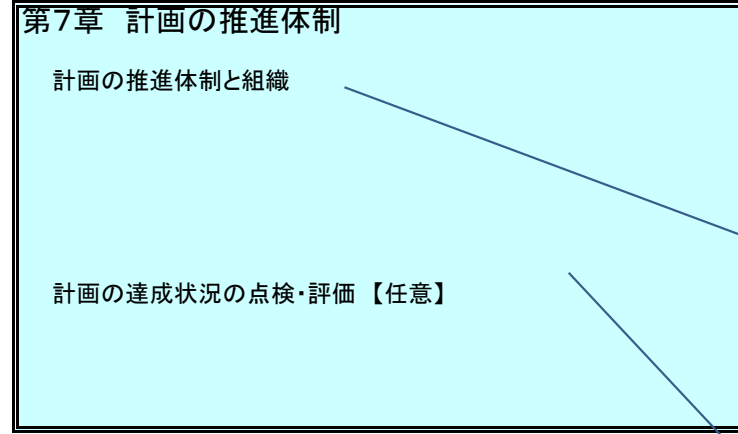
○市は、協議会の活用等により、特に養育支援を必要とする家庭を把握し、関係機関で情報共有、支援内容の協議等を行い、保育所又は幼保連携型認定こども園への措置入所及び教育・保育の確実な利用の支援、養育支援訪問事業等の活用等により家庭への支援を行うほか、県の専門的な支援を必要とする場合には県と連携して対応する。

酒田市子育て支援行動計画(後期計画)の構成

資料

- 1 計画の策定体制と組織
- 2 計画の策定経過

酒田市子ども・子育て支援事業計画の構成案



資料

- 計画の策定体制と組織、策定経過など

国の基本指針(案)

第二二一 市町村内及び都道府県内の関係部局の連携及び協働(P11)

○市及び県は、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、その他の小学校就学前子ども等に係る施策との緊密な連携、家庭教育の支援施策を行う関係部局との密接な連携を図る。

第二二二 市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働(P11)

○県及び市は、教育・保育施設の認可、認定及び確認並びに指揮監督に当たって、必要な情報を共有し、相互に密接に連携を図る。

○市は、住民が希望する地域型保育事業を円滑に利用できるよう、当該地域型保育事業を行う者が所在する市町村と連携を図り、迅速に同意が行われるように務める。

第二二三 教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の実施に係る関係者の連携及び協働(P12)

○市と教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進める。

第二二四 国と地方公共団体との連携及び協働(P13)

○国及び地方公共団体は恒常的に意見交換を行い、連携及び協働を図りながら地域の実情に応じた子ども・子育て支援を推進する。

第三六三 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価(P47)

○市及び県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施する。

第六二 地方版子ども・子育て会議における子ども・子育て支援策の点検・評価に関する事項(P50)

○地方版子ども・子育て会議は、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況や費用の使途実績等について点検、評価し、必要に応じて改善を促す。

○市及び県は、結果を公表するとともに、これに基づいて必要な措置を講じる。